令和７年度相模原市メディアリレーション業務委託　仕様書（案）

１　委託業務名
令和７年度相模原市メディアリレーション業務委託

２　業務期間
契約締結日から令和８年３月３１日まで

３　業務の目的
相模原市（以下「本市」という。）ならではの魅力やポテンシャルを生かし、若者・子育て世代を中心に本市のイメージアップ及び市内への一層の誘客を図るため、メディアとのリレーションを構築し、テレビ、ラジオ、WEB、新聞及び雑誌等の様々なメディアでの露出獲得を目指す。

４　業務の内容
（１）メディアリレーション・パブリシティ活動

本市の多彩な魅力や重点的に取り組む施策・事業がテレビ、ラジオ、WEB、新聞及び雑誌等のメディア（主に首都圏）に取り上げられるよう、メディアとのリレーションを構築するとともに、メディアへの取材誘致を積極的に行い、メディアへの露出を獲得すること。

ア　プレスツアーの実施

首都圏メディアにおける本市の認知度を上げるため、本市へのメディア向けの招請ツアーを開催すること。

また実施後に、プレスツアーの成果等をまとめた報告書を提出すること。

イ　メディア担当者との交流会の実施

本市の多彩な魅力を首都圏のメディアに伝えるとともに、メディア担当者とのリレーション構築を目的とした交流会を都内のイベント会場で実施すること。

また実施後に、交流会の成果等をまとめた報告書を提出すること。

ウ　リリースの作成及び配信

市の事業や魅力、タイムリーな話題をメディアに提供し取材を誘発するため、情報の性質に適したメディアを選定し、配信する。また必要に応じて取材等を行い、メディアへの提供資料として作成・配信する。

エ　取材誘致

市内で行われる事業やタイムリーな話題の露出を図るため、メディア各社を訪問し、個別に取材誘致を行うとともに、メディアの求めるニーズをリサーチし、メディア露出に繋がる企画を提案・実施する。

（２）メディアのクリッピング（随時）

受注業務の結果、露出に至ったものについて可能な限りクリッピングを行うとともに、活動を通じて得られるデータの蓄積・分析を行い、各月ごとに報告する。

（３）定期的な打ち合わせ（月１回以上）

本業務の活動状況や成果等について本市と情報共有するため、業務報告や活動内容を協議する定期的な打ち合わせを行うこと。

（４）各種報告書等の作成

ア　実施体制

契約締結後、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおき、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を整備するとともに、実施体制を速やかに報告すること。

イ　事業計画書

契約締結後、速やかに年間の事業実施スケジュールを作成し、提出すること。

ウ　月次活動計画書・報告書

毎月５営業日以内に当該月の活動計画書及び前月の月次報告書を提出すること。なお、月次報告書の３月分は３月３１日までに提出すること。

エ　年次報告書

事業実施後において、事業実施報告書を作成し、３月３１日までに提出すること。

５　事業効果

メディアへの露出による効果として、最低でも広告換算額●億円以上、またはメディアへの露出件数●件以上を目指し、より高い成果をあげるために業務の遂行をすること。

６　契約

特別の事情が生じた場合は本市と受注者が協議の上、委託条件等を変更できることとする。

７　成果物・報告書等

原則、電子データ（露出した映像、画像を含む）で納品すること。内容・媒体・数量等については、本市と協議して納品すること。

また、月ごとに作成した露出一覧表（広告換算額、露出メディアを含む。様式については本市と協議の上決定する。）をデータにより提出すること。

８　その他

（１）業務の遂行に係る経費（交通費、食費、会場代、出演料等）はすべて受注者が負担すること。

（２）受注者は、本市と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

（３）受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告し協議を行い、その指示を受けること。

（４）受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず本市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

（５）受注者は、当該委託業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

（６）受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第２７条及び２８条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、本市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

（７）納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

（８）業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。